

市民的及び政治的権利に関する
国際規約第40条に基づく報告

(仮 訳)

第一部： 一般的コメント

1. 本規約に言及されているほとんど全ての権利は日本国憲法によつて保障されている。憲法は第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規定し、かつ、第13条において、人間の尊厳を基礎とした基本的人権を包括的に列挙している。法令は、憲法の規定に従い、これら基本的人権の保護について詳細な規定を設けている。本規約に言及されている権利は、憲法に特に言及されていないものも含め、国内法の下で保障されている。

外国人の権利については、憲法のある規定は国民にのみ言及し（第11条、第13条、第14条等）、他の規定は国籍にかかわらず、すべての者に言及している。しかし、憲法は、外国人を基本的人権の享受から排除することは意図していないので、外国人も憲法その他の国内法の下で本規約において認められる権利の享受を保障されている。

憲法は、公共の福祉の理由に基づき人権の行使が制限され得る旨定めている（第12条、第13条、第22条）が、公共の福祉の概念は厳格に解釈されており、乱用されて人権が不合理な制限を受けることはない。

2. 司法権は、最高裁判所及び下級裁判所に属しており、権利を侵害された者は誰でも裁判を受ける権利を憲法により保障されている（第32条、第76条）。さらに、憲法は、個々の訴訟の審理における裁判所による法令及び行政処分の合憲性の審査についての規定を設けている（第81条）。

人々の権利の侵害の一定の場合については、行政不服審査法により権限を与えられた行政庁が第一次的な管轄権を有するが、その場合でも司法的救済の途が開かれている。

行政庁又は公務員の行為により蒙つた損害の賠償については、憲法第17条及び第40条に一般的規定を設け、また、この規定の実施について下記3の法令が制定されている。

3. (1) 権利が侵害された場合には、次の救済手続がある。

1) 侵害行為が行政庁による場合

(i) 行政不服審査法上の審査請求又は異議申立て

(ii) 行政事件訴訟法上の訴訟

(iii) 行政不服審査法第34条上の執行停止

(iv) 行政事件訴訟法第25条上の執行停止

2) 侵害行為が私人による場合

(i) 差止め請求訴訟（民法、民事訴訟法）

(ii) 上記(i)についての差止めの仮処分（民法、民事訴訟法）

3) 不当に身体の拘束を受けている者の救済については、上記1)及び2)のほかに、人身保護法上の請求（第2条、第16条等）及び仮釈放（第10条）によつても行うことができる。

(2) 救済に関する刑事手続としては次のようなものがある。

1) 一般的には、刑事訴訟法上の告訴(第230

条以下)、告発(第239条以下)、費用の補償(第188条の2以下)、裁判上の準起訴手続(第262条以下)、控訴(第372条以下)、上告(第405条以下)、抗告、準抗告、特別抗告(第419条以下)、再審(第435条以下)、非常上告(第454条以下)

2) 少年の場合は、少年法上の抗告、再抗告

(3) 権利が侵害された場合、それにより蒙った損害については、次の救済手続を用いることができる。

1) 民法上の不法行為に基づく損害賠償請求

2) 加害者が公務員の場合において、国家賠償法上の損害賠償請求(第1条、第3条)

3) 無罪の判決を受けた者が、未決の抑留又は拘禁を受けた場合における刑事補償法上の補償請求(第1条、第2条、第4条、第5条)

4) 被疑者として抑留又は拘禁を受けたが起訴されなかつた者に対する被疑者補償規程

上の刑事補償（第2条、第3条）

(4) 人権擁護の事務を所掌している法務省人権擁護局は、全国に所在する法務局・地方法務局に地方支分部局を有し、全国的に人権保護に当たっている。そのほか、法務大臣の委嘱を受けて地域住民の人権保護に従事している人権擁護委員が約1万1千人いる。人権侵害を受けた者は、いつでも、人権擁護委員、法務局及びその支局の人権擁護担当部局に対し、人権侵犯事件として調査し、適正に処理するよう求めることができる。この場合に行われる処理は、前記の救済手続と異なり強制力はないが、より簡素な手続により実際的な解決をもたらすものである。

4 上述のとおり、本規約の各条に規定されている権利は日本国憲法及びこれを実施する法令により既に十分に保障されており、これらの法規に基づく行政上の保障措置も適切に実施されている。

第二部： 規約の第一部、第二部、
及び第三部の各条に関する
逐条報告

第1条

わが国は、国連憲章に基づき人民の自決の権利を、また、本条に言及されているその他の関連規則を一貫して認めてきており、国際社会における人民の自決の権利の完全な実現のためにたゆまない努力を行つている。

第2条

- (1) 法律の下での平等について、憲法第14条第1項は、人種、信条、性別、社会的身分及び門地を理由とする差別を禁止している。法令は、本規約において認められる権利について、本条第1項に言及されているようないかなる理由でも個人間に差別を設けていない。
- (2) 本条第3項で言及されている救済措置は、本報告の第一部で述べているとおり、国内法令により十分保障されている。

第3条

前述のとおり、憲法第14条第1項は、性別

に差づく差別を禁止している。さらに、国家公務員法第27条、職業安定法第3条、教育基本法第3条等が男女の平等を保証している。

さらに、男女平等の原則に基づき、かつ、国際婦人年世界会議において採択された世界行動計画に則り、わが国は、婦人の権利のより完全を実現のために「国内行動計画」を採択した。

第4条

国内法上、第1項に規定されている公けの緊急事態において基本的人権を制約するような特別な措置は何ら規定されていない。そのような緊急事態が発生した場合は、わが国は、本規約及び憲法に従い、適当な措置をとるであろう。

第 5 条

- (1) 「一般的コメント」の部で記述したとおり、わが国において公共の福祉の概念は厳格に解釈されており、乱用されて人権が不合理な制限を受けることはない。わが国はいかなる意味においても、本規約において認められる権利及び自由を破壊し、又は、本規約に規定する範囲を越えて制限するように本規約の規定を解釈することはない。
- (2) 第 2 項に関しては、憲法（第 16 条、第 23 条等）及び法令は、規約が言及していない基本的人権についても規定している。わが国において、本規約がこれらの権利に言及していないことを基本的人権を侵す口実に用いることはできない。

第 6 条

- (1) 第 1 項に言及されている生命に対する権利は、憲法第 11 条、第 13 条及び第 31 条で規定され、人命の保護は、刑法第 199 条等の法令で保障されている。また、人命侵害に

対する損害賠償については、民法第709条ないし第711条及び国家賠償法の規定がある。

- (2) 第2項については、刑法第9条に死刑の規定をおいているが、この極刑は、法定刑であるのみならず、わが国における適用は稀である。死刑は、17の犯罪のみに適用され、その内の10は直接人命に危険を及ぼすもの(例えば、故殺、列車転覆致死)、その内の3は公安を危殆に瀕せしめる団体行為(例えば、叛乱の首謀)、その内の4は地域社会に大きな害をなすもの(例えば、人の居住する構造物に対する放火)である。また外患誘致以外については、かかる犯罪についても、無期禁錮又は懲役つき若しくは懲役なしの一定期間の禁錮の刑が代替的な刑としてある。更に、刑事訴訟法第471条は、刑の執行は確定判決によつて行う旨規定している。特に死刑については、同法第475条において、その執行は法務大臣の命令によつて行うこととし、法務大臣は、裁判記録のみならず判決後の諸事情

についても慎重に検討した上で命令を下すこととしている。

(3) 第4項については、死刑を含む判決を受けた者は、恩赦法により特赦及び減刑を求めることができる。恩赦法施行規則第1条の2第2項は、監獄の長又は検察官は受刑者による特赦又は減刑の出願は意見を付して中央更生保護審査会に上申すべきものと規定し、また、同審査会は、必要と認める事例につき政府に対し自己の提案を行うものとされている。憲法は、恩赦は行政府である内閣が決定し（憲法第73条第7号）、天皇がこれを認証する（同第7条第6号）旨規定している。そのほか、本項に関連しては、犯罪者予防更生法（第54条）及び刑事訴訟法（第337条）に規定がある。

(4) 第5項については、少年法第51条は、犯時18才未満の者は死刑を科せられない旨規定し、また、刑事訴訟法第479条第2項は、死刑の言い渡しを受けた女子が懐胎している

ときは、法務大臣の命令により死刑の執行を停止しなければならない旨規定している。

第7条

憲法は、第36条において、拷問及び殘虐な刑罰を禁止しているほか、本条の精神に沿う規定として第13条及び第38条がある。これらの憲法規定の下に、刑法は、公務員職權濫用(第193条、第194条)、特別公務員暴行陵虐(第195条)の罪を定め、かつ、これらの禁止は、刑事訴訟法第262条以下に規定する特別刑事手続によつて保証されている。また、被実験者の同意なしに行われた医学的・科学的実験は、刑法上、傷害罪(第204条)、暴行罪(第208条)等を構成する。

第8条

憲法第18条は、奴隸的拘束及び犯罪による処罰を除いた苦役からの自由を規定し、第27条第3項は、児童の酷使を禁止している。また、刑法は、第226条第2項において人身売買又は国外移送を禁じ、第223条において脅迫又

は暴行を用いて人に義務なきことを行わせるい
わゆる強要行為を禁止している。

そのほか、労働基準法（第5条、第117条、
第69条第1項）、売春防止法（第7条、第10
条、第12条）、職業安定法（第63条）、児童福
祉法（第34条第1項第6号、第7号、第60
条第1項、第2項）によつても担保され、違法
に身体を拘束されている者は、人身保護法によ
り救済を求めることができ、また、人を奴隷と
するような私人間の法律行為は民法第90条に
より無効とされる。

第 9 条

(1) 第 1 項に言及されている権利については、憲法第 31 条、第 33 条及び第 34 条により保障され、さらに、刑事訴訟法、少年法等の刑事手続に関する法令において、逮捕、勾引及び勾留等についての法的保護及び手続を詳細に規定している。

この関連で、出入国管理令（国会により法律の効力を与えられている）に基づく退去強制令書又は収容令書による外国人の収容は、法律の定める理由及び手続によるものであり、恣意的に行われるものではない。また、逃亡犯罪人引渡法（第 5 条、第 25 条）による拘禁及びその他拘束をともなう行政措置もすべて法律に基づくものであり、本項に抵触するものではない。

(2) 第 2 項については、通常逮捕の場合には、被疑事実の要旨等が記載されている逮捕状を示さなければならない（刑事訴訟法第 201 条第 1 項）。急遽を要するときは、被疑事実

の要旨及び遠捕状が発せられている旨を告げて遠捕状を示すことなく遠捕できるが令状はできる限り速やかに示さなければならない(第201条第2項、第73条第3項)。また、緊急遠捕の場合には、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役若しくは禁錮に当る罰を犯したことを疑うに足る十分な理由があり、かつ、重大な緊急性の故に遠捕状を事前に裁判官から入手し得ない事情を被遠捕者に告げなければならず、その場合でも令状は直ちに裁判官から入手しなければならず、然らざる場合は、被疑者は釈放されなければならない(第210条)。少年法、逃亡犯罪人引渡法、出入国管理令、売春防止法、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法に規定されている身柄の拘束を伴うその他の手続も本項に抵触するものではない。

- (3) 第3項については、刑事訴訟法第203条、第204条、第205条、第211条及び第216条により、被疑者の遠捕後48時間又

は72時間以内に検察官が裁判官に対し勾留請求を行うか又は公訴を提起しない限り、被疑者を釈放しなければならない。そして、勾留請求又は公訴の提起が行われた場合は、被疑者は遅滞なく裁判官の面前に直行され、裁判官は、被疑者を勾留するか釈放するかを決定する(第207条、第60条)。また、起訴前の勾留期間は、最高20日を越えることができず、また、公訴提起後勾留された被告については、一定の場合を除いて保釈される権利を有し(第89条)、勾留が不当に長くなつたときは、裁判所は、勾留の取消し又は保釈により被告人を釈放しなければならない(第91条)。

なお、勾留するに当つては、刑事訴訟法第60条に規定された理由が必要であり、また、保釈に当つては、同法88条ないし第94条により、裁判所への出頭を確保するため住居を制限する等の適当な条件を付し得る。

(4) 第4項については、憲法第34条は、不法

逮捕又は拘禁に対する保障を規定しており、刑事訴訟法は、第82条ないし第87条、第207条第1項において勾留理由の開示及び勾留の取消しの手続を詳細に規定している。さらに同法は、第429条第1項第2号、第419条及び第433条第1項において、勾留に関して行つた裁判所の決定に対する準抗告、抗告及び特別抗告の手続を規定しており、本項は保障されている。

また、出入国管理令又は行政措置に基づく自由剥奪については、人身保護法又は行政事件訴訟法によつて裁判所の判断を受けることとされており、本項の要求は満たされている。

- (5) 第5項の権利については、憲法第17条、第40条のほか、国家賠償法、刑事補償法及び被疑者補償規定により保障されている。

第 10 条

(1) 憲法第 36 条は、公務員による拷問及び殘虐な刑罰を絶對的に禁止しており、また若干の基本権も、合法的な身柄拘禁のために必要な限度で制約されることはあつても、全面的に奪われることはない。監獄法及び同法施行規則は、衣類、食事、居室、衛生等個別に被拘禁者の処遇について規定し、被拘禁者を人道的に、かつ、人間固有の尊嚴を尊重するよう扱つてゐる。なお、監獄法は、1908年に制定されたものであり、目下、処遇を改善し、今日の監獄行政の必要性に應ずるため、法改正作業が行われている。

また、入国管理行政においても、適切な処遇が外国人被收容者に与えられており、本項に抵触するものはない。

(2) 第 2 項 (a) については、刑事訴訟法及び監獄法（第 1 条、第 3 条等）により、刑事被告人は既決者とは分離して收容されるほか、立会人をしに弁護人と接見し得る等、処遇のすべ

ての側面において既決者と異なる取扱いを受けている。

第2項(b)については、少年法は、勾留状発布の制限（第48条）及び成人との分離収容（第49条）を規定している。

- (3) 第3項については、監獄法第24条第1項、第29条及び第30条の規定する作業、教誨及び教育のほか、とりわけ累進処遇制度及び刑法第28条等の仮出獄の制度は本項の趣旨にそふものである。

少年は、少年法第56条第1項、監獄法第2条第1項で、成人とは分離され、作業及び教育についても少年のための特例が設けられて特別の扱いを受けることになつてゐる。

第11条

わが国の現行法令上、単なる契約上の義務の不履行は犯罪とされず、したがつて何人もこれを理由として抑留されることはない。

第12条

- (1) 第1項及び第2項に言及されている権利は、

憲法第22条第1項における居住、移転の自由の規定及び同条第2項における外国移住の自由の規定によりそれぞれ保障されている。また、自国に戻る権利については憲法に明文の規定はないが、この権利の存在は当然肯定されるものと解されている。

上述のとおり法律としての効力を有する出入国管理令は、本条に言及されている事項をカバーする一般的な法律であるが、同令には、すべての者の出国及び自国民の帰国を制限するような条項は、下記(2)に言及されるものを除いて、全く設けておらず、また、同令にも外国人登録法にも外国人の移動及び居住の権利を制限する規定は存在しない。

- (2) 刑事訴訟法第93条第3項、第95条及び出入国管理令第13条第3項、第14条第3項、第15条第3項、第16条第3項、第18条第4項等に本条に規定する権利を制限する規定があるが、これらはいずれも本条第3項の範囲にある合理的な理由に基づく制限である。また、旅券法第13条は、刑事事件で訴追を受けている者の場合等、本条第3項の範囲内にある合理的な理由がある場合のみ旅券発給を制限している。

第 13 条

外国人の追放は、出入国管理令に基づく決定によつてのみ行い得ることになつており、自己の退去強制に反対する異議申立て及び権限ある当局による審理を受ける権利も同令第 5 章（第 27 条ないし第 55 条）により保障されている。代理人による手続についても、退去強制手続のうち口頭審理において認められている（同令第 48 条第 5 項）。

さらに、外国人には裁判所に訴える途が開かれている（行政事件訴訟法）。

第 14 条

- (1) 第 1 項については、すべての者は、法の下での平等の原則を定める憲法第 14 条の規定に従つて、裁判所において平等に取扱われる。そのほか、憲法は、第 32 条、第 37 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 章（第 76 条ないし第 82 条）において、公平な裁判所で公正な公開裁判を受けることを保障している。これらの規定を受けて裁判所法は、裁判所の種類、権限、裁判官の任免、身分保障、政治活動等

の禁止等の詳細な規定を設けているほか、刑事訴訟法、民事訴訟法等の法律及び規則により、公平な裁判官による公正な審理を詳細に規定している。

裁判の公開については、憲法第82条は、出版等に関する犯罪以外の事件で、公開が公の秩序又は善良の風俗を害すると裁判所が決した場合に、非公開で審理することができる旨規定している。

また、家事審判については家事審判規則第6条で、少年の審判については少年法第22条第2項で、それぞれ非公開とされているが、いずれも本条の規定に合致するものである。

- (2) 第2項にいう無罪の推定については、わが国の憲法、刑事訴訟法等の現行法令上明文の規定は存しないが、実務において刑事訴訟の基本原理の一つとして認められている。
- (3) 第3項のサブ・パラグラフに言及されている保障については、憲法第34条、第37条、第38条及び第82条が、これらを規定し、これに基づき刑事訴訟法(第271条第1項、第275条、第39条第1項、第273条、第286条、第157条、第304条、第198条第2項、第319条第1項等)等の法令の詳細な規定がこれらを保障している。
- (4) 第4項に言及されている事項については、少年法(第9条、第49条、第50条等)、刑事訴訟規則(第277条)により、少年事件の手續について特則を設ける等の種々の措置により少年の健全な更生を図っており、本項は、保障されている。
- (5) 第5項に言及されている権利については、裁判所法、刑事訴訟法(第351条、第372

条、第405条等)、少年法(第32条、第40条)等の法令により、十分保障されている。

(6) 第6項に言及されている権利については、刑事訴訟法第4編(第435条ないし第453条)が再審制度を規定しており、また補償については、刑事補償法が補償についての規則を定めている。さらに、公務員に故意・過失の責任がある場合は、国家賠償法により損害が填補される。

(7) 第7項に言及されている「一事不再理の原則」については、憲法第39条がこの権利を保証している。この憲法規定に従って刑事訴訟法第337条第1号は、「確定判決を経たとき」を免訴事由とし、また、第435条、第436条、第452条は、不利益再審を禁止しているなど、この原則はわが国の刑事手続の実務において十分に確立している。

第 15 条

憲法は、第 31 条において罪刑法定主義を定め、同第 39 条前段において、特に遡及処罰の禁止を規定し、これらは刑事法（刑法第 6 条、刑事訴訟法第 337 条第 2 号）の基本原則となつている。

第 16 条

本条の趣旨は、憲法第 11 条及び第 13 条で保障されている。

第 17 条

(1) 憲法第 35 条は、司法官憲の発する令状による場合を除き、すべての人の住居、所持品について公権力による侵入等を禁止している。さらに、刑法（第 130 条、第 134 条、第 230 条第 1 項等）、民法（第 710 条、第 723 条等）、軽犯罪法（第 1 条第 23 号）、刑事訴訟法（第 149 条）、民事訴訟法（第 281 条第 1 項第 2 号）等も私生活、家族及び家庭に対する不法な干渉を禁止している。

(2) 通信に対する干渉の禁止は、憲法第 21 条

第2項で保障されているほか、郵便法（第9条、第80条）及び公衆電気通信法（第5条、第110条ないし第112条）も憲法の規定に従いこれを保障している。

- (3) 名誉・信用の保護については、刑法第230条、第231条及び第233条で規定され、民法第710条及び第723条で損害に対する救済に関し規定している。

第18条

憲法は、第19条において思想・良心の自由について、第20条において宗教の自由について、第21条第1項において表現の自由について、それぞれ規定している。また、思想及び信条による差別の禁止については、第14条で保障されている。これらの憲法の規定を受け、国家公務員法（第27条）、教育基本法（第3条）、労働基準法（第53条）等において信条又は信教に基づき差別を禁止している。

なお、憲法第12条において、信教の自由及び表現の自由は公共の福祉の理由に基づき一定

の制限を受けることになつており、その例として刑法第175条及び第230条以下があるが、これらの制限は本条第3項に合致するものである。

第19条

- (1) 第1項に言及されている権利については、思想及び良心の自由を定める憲法第19条により保障されている。
- (2) 第2項に言及されている権利については、憲法第21条及び第23条により保障されている。

第 20 条

(1) 第 1 項については、わが国は憲法第 9 条で戦争の放棄を規定しており、また、国民の間に戦争に対する極めて強い否定的感情が存在しており、戦争宣伝が実際に行われることはほとんど考えられない。さらに、表現の自由は、公共の福祉を害しない限度において憲法により保障されている。将来仮りに戦争宣伝行為による弊害の危険性が生じることとなれば必要に応じ立法措置を検討することとしている。

(2) 第 2 項については、上述のとおり憲法第 14 条において法の下での平等を規定しているほか、刑法（第 222 条、第 223 条等）、教育法、労働法等各種の分野で差別、敵意、暴力の排除に資する措置をとっている。今後このような現行法制でも規制し得ない行為により、具体的な弊害が生じるような場合には、公共の福祉を害しない限度において憲法により保障されている表現の自由は十分に配慮してさらに立法措置を検討することとしている。

第 2 / 条

憲法第 2 / 条第 1 項は、集会及び結社の自由を保障している。この権利の行使に対する国内法（団体活動に関する破壊活動防止法第 5 条、伝染病予防法第 19 条第 1 項第 3 号等）上の制限は、いずれも本条に合致したものである。

第 2 2 条

憲法第 2 / 条第 1 項で結社の自由を保障しているほか、同第 28 条に労働団体についての特別の規定がある。これらの憲法規定に基づいて労働組合法、公共企業体等労働関係法等国内法も整備されている。

なお、破壊活動防止法第 7 条は、団体に対する解散の指定を行うことができるものと規定しているが、これは、当該団体が暴力的破壊活動を行う明らかなおそれがある場合に限り許されるものであり、本条に抵触するものではない。

第 2 3 条

(1) 第 1 項、第 2 項及び第 3 項に言及されている権利については、憲法第 24 条は「婚姻は、

両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。…婚姻及び家族に関する…事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定し、これを保障している。憲法第24条は、主として民法第4編（親族）（特に第731条ないし第754条等）の詳細な規定により確保されている。

- (2) 第4項については、民法第4編（特に第750条ないし第771条）に本項の趣旨にそう規定があるほか、家庭内の争いの処理のため家庭裁判所が設けられている。また、婚姻解消の際の児童の保護については、父母の離婚の場合いずれか一方を親権者と定めることとして児童の利益を保護している。

第 24 条

- (1) 第 1 項に言及されている保障については、憲法第 27 条第 3 項により児童の酷使を禁じた同法第 14 条第 1 項により人種、信条、性別、社会的身分又は門地による差別を禁じている。さらに、少年法、児童福祉法、母子保健法に基づく施策により保障されている。
- (2) 第 2 項については戸籍法第 18 条に、第 3 項については国籍法第 2 条に、それぞれ趣旨に沿った規定が設けられている。

第 25 条

本条 (a) 及び (b) に言及されている権利については、憲法第 15 条、第 16 条、第 44 条、第 79 条、第 93 条第 2 項、及び公職選挙法第 1 条、第 36 条、第 46 条、第 52 条等により保障されている。(c) については、国家公務員法第 33 条、地方公務員法第 15 条等の国内法が整備されている。

第 26 条

上述のとおり、憲法第 14 条第 1 項において

法の下での平等を規定しており、これに関連する規定として、同法第24条、第44条があり、さらに、国内関連法として、労働基準法第4条、国家公務員法第27条、教育基本法第3条、地方自治法第244条等がある。

第27条

自己の文化を享有し、自己の宗教を實踐し又は自己の言語を使用する何人の権利もわが国法により保証されているが、本規約に規定する意味での少数民族はわが国に存在しない。